

## 名張市農業経営継続支援金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原材料費、光熱水費等の高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減することにより、安定的かつ継続的な営農を可能とするために支援金を支給する名張市農業経営継続支援金支給事業に関し、必要な事項を定めるものである。

### (支給対象者)

第2条 この要綱による支援金（以下「支援金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年5月1日（以下「基準日」という。）時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第5項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）であって、その所有する農地（市内にあるものに限る。）（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定により賃借権の設定をした農地、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により賃借権の設定等をした農地及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により本市が定めた農用地利用集積計画において利用権の設定を受けた農地を含む。）において農業を営む者

イ 認定新規就農者（法第14条の4第3項の規定による認定を受けた者をいう。）

(2) 本市の地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）において、地域の農業を担う者として位置付けられている者

2 前項の規定にかかわらず、基準日時点において前項各号のいずれにも該当しない者であって、同日の翌日から令和9年1月29日までの間に、新たに同項各号のいずれかに該当することとなったものについては、同項の規定による支給対象者とする。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1号に掲げる者 10万円

(2) 前条第2号に掲げる者 5万円

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が前条第1号及び同条第2号のいずれにも該当する場合における支援金の額は、前項第1号に掲げる金額とする。

### (支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、令和9年1月29日までに名張市農業経営継続支援金支給申請書兼請求書（別記様式）に必要な書類を添付して市長に提出することにより、申請しなければならない。

(支援金の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは、当該申請をした支給対象者からの請求に基づき、速やかに当該支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、支給対象者が支援金を受給した後に支給対象者の要件に該当しないことがわかった場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受給したと認める場合は、直ちにその支援金に係る決定を取り消し、当該支援金の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による支援金の返還を求められた者は、市長が定める期日までに、当該支援金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。